

(4) 債権管理の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容									
<p>福祉部 地域福祉推進室 地域福祉課</p>	<p>1 大阪府理学療法士及び作業療法士修学資金貸付金制度は、平成10年度で終了し、現在は債権管理を行っているが、平成27年3月末現在の収入未済額は14,310,000円（17名）である。そのうち、3名について、借用書（契約書）の所在が不明の債権があった（1,080,000円）。</p> <p>2 所管課において個人別に残高を管理している債権管理簿の残高と、公表財務諸表及び財務関係参考資料の残高とで、約3百万円の差異が発生している。</p> <p>【残高の内訳】</p> <table border="1" data-bbox="546 888 1495 1129"> <thead> <tr> <th></th> <th>債務者数</th> <th>残高</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>債権管理簿</td> <td>17名</td> <td>14,310,000円</td> </tr> <tr> <td>公表財務諸表及び財務関係参考資料</td> <td>17名</td> <td>17,461,615円</td> </tr> </tbody> </table> <p>【大阪府理学療法士及び作業療法士修学資金貸付金制度】 将来、知事が管轄する肢体不自由児施設等（以下、「施設等」という）において、理学療法士若しくは作業療法士として勤務しようとする者に対し、養成所での修学資金を無利息で貸与する制度。修学期間（通常3年）にわたり毎月貸付し（30,000円／月額）、養成所卒業後、施設等で一定期間勤務する等の要件を満たせば返還債務は免除される。 平成10年度で制度終了（最終貸付は平成12年度まで）。</p>		債務者数	残高	債権管理簿	17名	14,310,000円	公表財務諸表及び財務関係参考資料	17名	17,461,615円	<p>1 修学資金の貸付金残高（債権管理簿の残高）について、回収可能な債権は回収を進め、回収の見込みが立たない債権については不納欠損等の手続を早急に進められたい。また、借用書（契約書）等の重要書類は適切に管理されたい。</p> <p>2 債権管理簿と公表財務諸表等の債権残高の差異が発生したことについて、原因分析を行い、今後の処理方針・再発防止策を取りまとめるとともに、必要な措置を講じられたい。</p> <p>【大阪府財務諸表作成基準】 （システムによる情報管理） 第8条 財務諸表の作成は、財務会計システムに記録された取引を集計して行うものとする。</p> <p>2 公有財産、重要物品、その他の資産に関する情報を管理するシステムの所管の長は、減価償却費など資産に関する取引の正確な情報を、財務会計システムに記録しなければならない。</p> <p>3 会計管理者は、前項の情報について、金額の誤りのその他財務諸表の正確性を確保できない事項が判明した場合は、前項に規定するシステムの所管の長に対し、その原因の究明及び是正を求めなければならない。</p>	<p>1 債権回収の対象となっている17名の所在調査を行った結果、全員の所在が判明したので、平成27年2月から現況調査を行った。現時点で全員から回答が得られ、3名に全額免除決定、1名に一部免除決定、5名は消滅時効の援用をしたため不納欠損処理、3名は消滅時効の期間が到来しているが、貸付額の全部又は一部を任意で返還中、残り5名は鋭意交渉中である。 この結果、平成27年12月28日現在、債務者数5名、債務金額2,790,000円となっている。 現存の借用書（契約書）については、鍵付きのロッカーに保管し、適切かつ厳重に管理を行っている。 今後も適正な、債権の回収・整理に努める。</p> <p>2 公表財務諸表及び財務関係参考資料の残高を更新する際、前回の残高から今回異動のあった金額を差し引くことで残高を更新しているが、その際に債権管理簿の残高との照合をしていなかったことが原因と考えられる。 債権管理の対象となっている17名に現況調査を行った結果、債権管理簿の残高（14,310,000円）が正しいことが判明したので、平成28年4月に報告する債権現在高通</p>
	債務者数	残高										
債権管理簿	17名	14,310,000円										
公表財務諸表及び財務関係参考資料	17名	17,461,615円										

			<p>知書において是正する。</p> <p>また、異動のあったときだけでなく公表財務諸表及び財務関係参考資料の残高と債権管理簿の残高照合を今後も定期的に複数人で行っていく。</p>
--	--	--	--

監査（検査）実施年月日（委員：一年 一月 一日、事務局：平成27年6月15日から同年7月30日まで）